

## 第34回小山市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月27日（月）午後1時30分から午後2時50分

2. 開催場所 小山市役所6階 大会議室

3. 出席委員 19人

会長 19番 山中 哲（議長）

1番 舘野 強 志

2番 須藤 正 達

3番 篠崎 巖

4番 片柳 伸 三

5番 板子 博 昭

6番 山野井 登喜江

7番 石川 敦 子

8番 町田 守 夫

9番 知久 六 丸

10番 町田 利 郎

11番 永嶋 朋 子

12番 小久保 吉 雄

13番 佐山 光 以

14番 大塚 稔

15番 山本 光 康

16番 橋本 政 昭

17番 本橋 信 男

18番 上野 明 宏

#### 4. 議事日程

##### 議事録署名人の選出

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の承認について

報告第1号 栃木県農業会議意見聴取の会長専決処理案件について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について

報告第5号 競売農地の転用届出による権利の取得者としての適格証明願について

#### 5. 農業委員会事務局職員

	事務局長	高橋	信雄
農地調整係	係長	高山	芳雄
	主査	金澤	卓哉
	主事	湯澤	正人
	主事	山中	啓
農地利用最適化推進係	係長	篠崎	吉勝
	主査	田熊	友裕

事務局 ただいまより、第34回小山市農業委員会総会を開会いたします。総会開会にあたり、出席委員数をご報告申し上げます。ただいまの出席委員数は19名であります。農業委員会法第27条第3項の規定により過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。開会に先立ちまして、山中会長にご挨拶をお願いいたします。

議長 (あいさつ)

議長 それでは、お手元の議事日程に基づきまして、議事を進行していきたいと思えます。始めに、議事録署名人の選出を行いたいと思えます。いかように選出したらよろしいかお諮りします。

(議長一任との声あり)

議長 それでは、議席番号7番石川敦子委員、12番小久保吉雄委員を議事録署名人に任命いたします。よろしくをお願いいたします。

なお、会議の書記につきましては、農業委員会事務局の湯澤主事を指名いたします。

それでは議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法 第3条 農地等の権利移動に関する 許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の2、3ページ、別紙位置図1～5ページをご覧ください。

今回は、12件の申請がございました。

まず、番号1番 につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 畑3筆 面積 2,199㎡

権利取得後の経営面積は : 73a

農機具等の保有状況は : トラクター、コンバイン、田植機等を所有しており

労働力は : 4人

申請地は、自宅から1kmのところにある農地です。

農地10a当たりの対価は : 30万円です。

以上が1番でございます。

続きまして、番号2番 から5番につきまして、併せてご説明申し上げます。

こちらは賃借権設定に関する案件でございます。

対象農地は：畑4筆 面積 3,958㎡

権利取得後の経営面積は：39a

農機具等については：トラクター、畝立機、ハウス等を導入予定

申請地は、自宅から平均2.5kmのところに位置する農地です。

賃料は1筆につき：1万円です。

以上が2番から5番でございます。

続きまして、番号6番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは使用貸借権設定に関する案件でございます。

対象農地は9筆 面積 18,858㎡

権利取得後の経営面積は：206a

農機具等の保有状況は：トラクターを所有しており

労働力は：3人

申請地は、自宅から平均1kmのところに位置する農地です。

以上が6番でございます。

続きまして、番号7番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは賃借権設定に関する案件でございます。

対象農地は：田1筆 面積 463㎡

権利取得後の経営面積は：243a

農機具等の保有状況は：トラクター、コンバイン、田植機等を所有しており

労働力は：3人

申請地は、自宅から0.1kmのところに位置する農地です。

農地10a当たりの賃料は：1万円です。

以上が7番でございます。

続きまして、番号8番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は：田1筆 面積 846㎡

権利取得後の経営面積は：280a

農機具等の保有状況は：トラクター、コンバイン、田植機等を所有しており

労働力は：2人

申請地は、自宅から0.8kmのところに位置する農地です。

農地10a当たりの対価は：11万円です。

以上が8番でございます。

続きまして、番号9番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 田1筆 面積 1,846㎡

権利取得後の経営面積は : 118a

農機具等の保有状況は:トラクター、コンバイン、田植機等を所有しており

労働力は: 2人

申請地は、自宅から0.1kmのところに位置する農地です。

農地10a当たりの対価は : 15万円です。

以上が9番でございます。

続きまして、番号10番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 田1筆 面積 700㎡

権利取得後の経営面積は : 63a

農機具等の保有状況は:トラクター、コンバイン、田植機等を所有しており

労働力は: 2人

申請地は、自宅から0.1kmのところに位置する農地です。

農地10a当たりの対価は : 28万円です。

以上が10番でございます。

続きまして、番号11番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは賃借権設定に関する案件でございます。

対象農地は : 田2筆 面積 2,233㎡

権利取得後の経営面積は : 22a

農機具等については:トラクター、ハウス等を借りる予定

労働力は: 2人

申請地は、自宅から1kmのところに位置する農地です。

農地10a当たりの賃料は : 4万5千円です。

以上が11番でございます。

続きまして、番号12番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 荒井の畑1筆 面積 9,405㎡

権利取得後の経営面積は : 1,646a

農機具等の保有状況は:トラクター、コンバイン、田植機等を所有しており

労働力は： 2人  
申請地は、自宅から3.6 kmのところに位置する農地です。  
農地10 a当たりの対価は： 143万円です。  
以上が12番でございます。

なお、2番から5番及び11番の申請について、本来、農地等の権利を取得するには、権利取得後に農地の耕作面積が50 a以上であることが求められます。

しかし、花卉やイチゴ等の作目に限り、農地の経営が集約的に行なわれるものと認められており、下限面積50 aを満たさなくても特例で許可が行えます。それらにつきまして、申請書類及び添付書類にてイチゴの作付けを計画しており、許可の要件を満たされていることを確認しております。

以上、12件の案件につきまして、受け人の農業機械・労働力・技術・通作距離等に問題が無く、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。また、受付後、申請書類及び添付書類を点検・補正し、現地調査を行うなどしましたところ、問題はございませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局より説明がありました。引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

17番  
本橋委員

番号1番について、補足説明をさせていただきます。

私も申請人や申請地について調査をしました。

受け人は経営農地の規模拡大のため土地を探しておりました。

近所に住んでいる渡し人に相談したところ、農地を購入することで話しがまとまったため、今回の申請に及んだものです。その他、事務局の説明のとおり相違なく、問題ないと思われまます。

従いまして、許可することが相当と思われまますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

1番  
館野委員

番号2番から5番について、併せて補足説明をさせていただきます。

私も申請人や申請地について調査をしました。

受け人は新規就農者であり、令和4年4月より県農業大学校で行われる就農準備校とちぎ農業未来塾で現地研修を交えながら農業を学びました。

自宅周辺でいちごに適した農地を探したところ、まとまった農地が見つかりました。渡し人に相談したところ、貸借の話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。その他、事務局の説明のとおり相違なく、問題ないと思われまます。

従いまして、許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

2番  
須藤委員

番号6番について、補足説明をさせていただきます。

私も申請人や申請地について調査をしました。

受け人は令和4年2月に親元で就農し、農業技術を一年間学びました。

今後も親子一緒に農業を営む予定ですが、新たに農業の補助金を申請するために、農業経営の継承が求められております。そのため、農地に使用貸借権を設定することが必要であり、今回の申請に及んだものです。その他、事務局の説明のとおり相違なく、問題ないと思われます。

従いまして、許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

13番  
佐山委員

番号7番について、補足説明をさせていただきます。

私も申請人や申請地について調査をしました。

渡し人は農地を相続しましたが、農業を行っておらず、農地管理に苦慮しておりました。

申請地の近くで農地を耕作している受け人に相談したところ、貸借の話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。その他、事務局の説明のとおり相違なく、問題ないと思われます。

従いまして、許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

9番  
知久委員

番号8番について、補足説明をさせていただきます。

私も申請人や申請地について調査をしました。

渡し人は農地を相続しましたが、農業を行っておらず、農地管理に苦慮しておりました。

近所で農業を営む受け人に相談したところ、売買で話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。その他、事務局の説明のとおり相違なく、問題ないと思われます。

従いまして、許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

13番  
佐山委員

番号9番について、補足説明をさせていただきます。

私も申請人や申請地について調査をしました。

渡し人は相続した農地の管理に苦慮しておりました。どなたかに譲渡したいと考え、申請地の隣地に住む受け人に相談したところ、売買で話がまとまったため、今



回の申請に及んだものです。その他、事務局の説明のとおり相違なく、問題ないと思われま

す。従いまして、許可することが相当と思われま

4番  
片柳委員

すので、ご審議のほど、よろしくお願

いいたします。

番号10番について、補足説明をさせていただきます。

私も申請人や申請地について調査をしました。受け人は経営農地の規模拡大のため土地を探しておりました。近所に住んでいる渡し人に相談したところ、農地を購入することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。その他、事務局の説明のとおり相違なく、問題ないと思われま

す。従いまして、許可することが相当と思われま

13番  
佐山委員

すので、ご審議のほど、よろしくお願

いいたします。

番号11番について、補足説明をさせていただきます。私も申請人や申請地について調査をしました。受け人は令和3年6月より実家の農業補助を開始、令和4年4月より県農業大学校で行われる就農準備校とちぎ農業未来塾で現地研修を交えながら農業を学びました。渡し人と受け人は親子関係がありますが、夫婦二人の独立した世帯でいちごの栽培を行う予定であり、渡し人から農地を借りることで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。その他、事務局の説明のとおり相違なく、問題ないと思われま

す。従いまして、許可することが相当と思われま

5番  
板子委員

すので、ご審議のほど、よろしくお願

いいたします。

番号12番について、補足説明をさせていただきます。私も申請人や申請地について調査をしました。受け人は畜産業を営んでおり、採草畑の規模拡大を検討しておりました。新たに農地が必要であることを受け人から渡し人に相談したところ、農地を売買する話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。その他、事務局の説明のとおり相違なく、問題ないと思われま

す。従いまして、許可することが相当と思われま

議長

すので、ご審議のほど、よろしくお願

いいたします。

6番

ただいま、地元委員からの補足説明がありましたが、ただいまの案件について、ご意見、ご異議はございませんか。

11番について質問します。田んぼでの賃貸借で賃料が4万5千円ということで

山野井委員 すが、もう少し詳しい説明をお願いします。

事務局 農地だけでなく、既存のハウスの賃料も含まれているとのこと。

6番  
山野井委員 地目は田んぼのままで良いのですか。

事務局 ハウスを置く場合にイチゴ農家の方は田に置く方もいらっしゃいますし、畑への変更は求めています。

14番  
大塚委員 2番から5番と11番の下限面積50a以下の条件についてイチゴの場合は問題無いとのことですが、その他に特別な条件はありますか。

事務局 一般的には花卉及びイチゴとなっております。下限面積の要件は来月から廃止されますので、本特例も今月までとなります。

議長 他に、質問等ございますか。

(特になし)

議長 それでは、お諮りいたします。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長 それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、可決いたします。

議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書4ページ、別紙位置図6～7ページでございます。

今回は、3件の願出がございました。3月16日に調査委員会2班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

転用の目的は、自動車置場でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆面積15㎡。

売買による転用の申請でございます。

申請の理由ですが、申請人は中古自動車の売買を業とする法人です。

これまでは自動車置場として土地を借りてきましたが、土地所有者から別の自動車置場を見つけ移転するよう催促されています。申請地に隣接する法人の代表が所有している雑種地と一体で利用する計画で、申請地は中古自動車の仕入れ先であるオークション会場から近く利便性が高いため、自動車置場とするのに適していることから、今回の申請に至ったとのこと。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北側東側は宅地、西側は雑種地、南側は道路。

資金計画につきましては、事業費9万円で、自己資金で賄うとのこと、残高証明書が添付されております。

以上が1番でございます。

つづきまして、番号2番をご覧ください。

転用の目的は、店舗でございます。

転用しようとする土地は、田3筆畑2筆面積3,181㎡。

賃貸借による転用の申請でございます。

申請の理由ですが、申請人は東北地方・関東地方を中心に寿司店を営業する法人です。

コロナ禍で飲食業界に厳しい時代の間でも売り上げは好調であるため、新規店舗の出店を予定しております。栃木県は寿司店の需要が高い地域であるため、栃木県での出店を計画しました。小山市内には既に他社の寿司店が出店されておりますが、申請者はより高品質な商品を提供しており、他店舗との差別化を図っております。申請地は住宅街から近く、交通量の多い県道に接していて需要が見込めるため店舗敷地に適していることから、今回の申請に至ったとのこと。

申請地のうち2筆は水道管、下水道管が埋設された県道の沿道にあり、500メートル以内に医療施設が2つ以上あるため第3種農地に該当します。残り3筆は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、県道沿いの休憩所であることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法は令和5年3月9日に開発許可申請がされております。農振法は令和5年1月31日に農振除外の公告がされております。土地

改良、盛土条例はいずれも支障なし。

取水は市水道、排水は市下水道。雨水は雨水浸透層を設置し敷地内浸透処理。

周辺の隣地状況ですが、北側東側西側は道路、南側は水路。

資金計画につきましては、事業費1億4,860万円で、自己資金で賄うとのことで、残高証明書が添付されております。

以上が2番でございます。

つづきまして、番号3番をご覧ください。

転用の目的は、資材置場でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆面積434㎡。

売買による転用の申請でございます。

申請の理由ですが、申請人は下野市と小山市を中心とした県南地区で土木工事業を営む法人です。

現在の資材置場は飽和状態であり、資材を追加で購入できないため、新規業務の依頼に対応できておりません。また、作業場の危険性が高く事故の恐れがあります。その改善のために資材置場を確保することを計画しました。申請地は受注の多い小山市内にあり、また、法人の役員の自宅に近接しているため盗難防止などの防犯上の都合も良いため、資材置場に適していることから、今回の申請に至ったことです。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、既存集落からしみ出し的に行われる転用であり、不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例いずれも支障なし。

取水排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北側東側は宅地、西側は水路、南側は道路。

資金計画につきましては、事業費356万円で、自己資金で賄うとのことで、残高証明書が添付されております。

以上が3番でございます。

以上3件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

11番  
永嶋委員

番号1番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

受申請者は中古自動車の売買をおこなう法人です。これまでは土地を借りて自動車置場として利用してきましたが、地主から退去するように言われているため、代わりの土地が必要になっています。

申請地は仕入れ先のオークション会場から近く自動車置場として適しているため、今回の申請に至ったとのことです。

只今の事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われます。  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

1 番  
館野委員

番号2番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

受け人は、寿司店の経営をしており、近年は関東地方での出店に力を入れています。栃木県では宇都宮市に続いて小山市での出店を計画しました。申請地は交通量の多い道路沿いにあり需要が見込めるため、今回の申請に至ったとのことです。

只今の事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われます。  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

1 3 番  
佐山委員

番号3番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

受け人は、土木工事を業とする法人です。受注量が増加していますが、現在の資材置場が飽和状態になっているため、資材の追加購入ができず、業務依頼に対応できておりません。その改善のために資材置場を確保することを計画しました。申請地は法人役員の自宅に近く資材の管理の都合が良いため、資材置場に適地であり、申請に至ったとのことです。

只今の事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われます。  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、地元委員からの補足説明がありましたが、この議案についてご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議 長

ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長

それでは、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、可

決いたします。

議 長

議案第3号「非農地証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号 非農地証明願 につきまして、ご説明申し上げます。

議案書5ページ、別紙位置図7～8ページでございます。

今回は、3件の願出がございました。3月16日に調査委員会2班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

願出地は、畑2筆、面積379.30㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和38年頃から宅地として利用されてきました。住宅の建て替えのため調査を行ったところ願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、建物所在証明により、少なくとも60年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が1番でございます。

つづきまして、番号2番をご覧ください。

願出地は、畑1筆、面積383㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和37年頃から宅地として利用されてきました。願出地の相続登記を行ったところ農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、建物所在証明により、少なくとも61年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が2番でございます。

つづきまして、番号3番をご覧ください。

願出地は、畑1筆、面積1,361㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和39年頃から宅地として利用され願出人の親族が居住してきました。相続登記を行ったところ農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、建物所在証明により、少なくとも59年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が3番でございます。

以上、3件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。  
引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

19番  
山中委員

番号1番について、補足説明いたします。  
願出地は、昭和38年から住宅敷地として利用されてきました。分家住宅を建築するため土地の調査を行ったところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことです。  
只今の事務局説明のとおり相違なく、非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

15番  
山本委員

番号2番について、補足説明いたします。  
この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。  
願出地は、昭和37年から願出人の住宅敷地として利用されてきました。願出地の相続登記を行ったところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことです。  
只今の事務局説明のとおり相違なく、非農地で証明してやむを得ないものと思われます。  
ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

番号3番について、補足説明いたします。  
この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。  
願出地は、昭和39年から願出人の住宅敷地として利用されてきました。願出地の相続登記を行ったところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことです。  
只今の事務局説明のとおり相違なく、非農地で証明してやむを得ないものと思われます。  
ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長

ただいま、地元委員からの補足説明がありましたが、この議案について、ご意見、ご異議はございませんか。

18番  
上野委員

番号2番および3番について質問します。  
農地法等は関係ないと思いますが、接している道路の幅はどのくらいですか。

事務局

確認はしていませんが、目視したところ4m以下と考えられます。

18番  
上野委員

今後建て替えが視野に入ってくる可能性はあると思いますが、4m以上の道路が2m以上接していないと建物が建てられないと思うのですがそういったときはどのよう

にするのですか。

事務局 建て替えする時には建築基準法上の要件に適合する必要があります。建築基準法上、委員のおっしゃったように、4 m以上の道路が2 m以上接してないと建てられないという決まりがあります。4 m未満の場合は道路の中心から2 m道路を後退する等の指導があると思われ、それに該当すると考えられます。

議 長 他に、質問等ございますか。

(特になし)

議 長 ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。  
議案第3号「非農地証明願について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長 それでは、議案第3号「非農地証明願について」、可決いたします。

議 長 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、この議案について、ご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議 長 ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。  
議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の承認について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の承認について」、可決いたします。



議 長 報告第1号「栃木県農業会議意見聴取の会長専決処理案件について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (報告書の内容を読み上げる)

議 長 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (報告書の内容を読み上げる)

議 長 報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による 農地転用届出の事務局長専決処理案件について」及び、報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (報告書の内容を読み上げる)

議 長 報告第5号「競売農地の転用届出による権利の取得者としての適格証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (報告書の内容を読み上げる)

議 長 以上で、本日の議題・報告はすべて終了となりますが、他に何かございますか。

18番 令和5年5月26日に施行される盛土規制法改正について質問します。  
上野委員 違法だと思われる盛土が市内に点在していると思います。災害防止の観点の法律改正だと思われるが、農地法にも違反している場合、盛土に対する指導はどのように考えていますか。

事務局 今回の盛土規制法改正に関しましては、一昨年熱海市の土石流事件があったことを踏まえて規制が強化されたもので、これまで盛土規制は宅地造成が対象で、農地は規制対象外でしたが、本改正で、土地の用途にかかわらず危険な盛土造成等を全国一律の基準で包括的に規制する制度となり、農地も含まれるようになります。規制対象となる造成工事は、盛土高が2m超の崖を生ずる造成、切土高が5m超の崖を生じる造成等で、近隣市町では栃木、佐野、足利、鹿沼等の中山間地域の傾斜地が対象になりうると考えられ、小山市のような平坦地については対象から外れると考えます。

しかしながら、委員のおっしゃるように、農地法違反する盛土造成案件については、周辺農地等に悪影響を及ぼすことも危惧されますので農業委員さんと協力しな

がら是正改善に努めたいと考えております。

議 長

他に、質問等ございますか。

(特になし)

議 長

以上をもちまして、第34回小山市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時50分)